

# かわにし労政 ニュース

編集・発行：川西市市民環境部産業振興課

川西市中央町12番1号 TEL 072-740-1162/FAX 072-740-1332



## 2020年（令和2年）6月1日から 職場におけるハラスメント防止対策が 強化されました！



### パワハラ防止措置が事業主の義務\*となりました

※中小事業主は、2022年（令和4年）4月1日から義務化されます。（それまでは努力義務）  
早めの対応をお願いします。

職場におけるパワハラとは、職場において行われる

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
  - ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
  - ③ 労働者の就業環境が害されるものであり、
- ①～③までの要素を全て満たすものをいいます。



※ 客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

### 職場におけるパワハラの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）。

#### ◆ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

#### ◆ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

#### ◆ 職場におけるパワハラに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 事実確認ができた場合 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- ⑦ 事実確認ができた場合 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと
- ⑧ 事実確認ができなかった場合においても再発防止に向けた措置を講ずること

#### ◆ そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を労働者に周知すること
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること



## 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主が、労働者がパワハラについての相談を行ったこと等を理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることは、禁止されています。

## 職場におけるセクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化！

職場におけるセクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることが既に義務付けられています。

今回の法改正により、以下のとおり、防止対策が強化されます。

(①・②の内容は職場におけるパワハラと同様です。)

- ① 事業主及び労働者の責務を法律上明記
- ② 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止
- ③ 自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行った場合の協力対応 ※ セクハラのみ



お問い合わせ

兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課

TEL 078-367-0820

事業主の皆さんへ

「アルバイトの労働条件を  
確かめよう！」



「アルバイトの労働条件を  
確かめよう！」キャラクター  
「たしかめたん」

学生のアルバイトをめぐるトラブルが社会的に大きな問題となっています。事業主が、学生に配慮しない対応を行うことによって、学生が学業に専念できず留年や退学に追い込まれるような事態が生じることもあります。

学生にとって最初の就業経験となることが多いアルバイトでトラブルに巻き込まれてしまうと、その後の職業生活に影響を及ぼすおそれもあるため、適切な労働条件の確保を図ることが重要です。



アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です

※労働者が希望した場合には、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。

特に次の項目については必ず書面で明示しなければなりません

- ① 契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）
- ② 契約期間の定めがある契約を更新するときのきまり（更新があるか、更新する場合の判断のしかたなど）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容）
- ④ 勤務時間や休みはどうなっているのか（仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替制勤務のローテーションなど）
- ⑤ バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日）
- ⑥ 辞めるときのきまり（退職・解雇に関すること）



## 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう

本来、学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮する必要があります。

また、採用時に合意したシフトの変更などの労働契約の内容の変更については、労働契約法第8条により労働者と使用者の合意が必要であり、使用者が一方的に急なシフト変更を命じることはできません。



## 学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります

アルバイトについて、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。

就業を命じられた業務に必要な準備や片付けの時間、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練を受講していた時間も労働時間となります。

また、原則として労働時間の端数は1分でも切り捨てることはできません。

さらに、アルバイトにも残業手当の支払は必要です。



## 商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。また、アルバイト本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から、労使協定なしに一方的に商品代金を差し引くことは、労働基準法に抵触します。



## アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません

遅刻を繰り返すなどにより職場の秩序を乱すなどの規律違反をしたことへの制裁として、就業規則に基づいて、本来受けるべき賃金の一部を減額する場合であっても無制限に減給することはできません。1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはなりません。

また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額（月給制なら月給の金額）の10分の1以下でなくてはなりません



平日夜間・土日の相談は  
労働条件相談ほっとラインへ

0120-811-610

月～金：午後5時～午後10時

土日祝：午前9時～午後9時

※事業主の方からのご相談も受け付けています



【お問い合わせ】

兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課

TEL 078-367-0820

# あなたの就職をサポートします！ 川西しごと・サポートセンター

川西しごと・サポートセンターでは、求人検索機をマウス・キーボードで操作して、全国のハローワークが受理した求人を検索することができます。相談窓口においては、求人の情報提供・職業相談・職業紹介を行っています。

しごと・サポート  
センターで  
できること

ご注意：川西しごと・サポートセンターはハローワーク伊丹の出先機関です。雇用保険業務及び公的職業訓練の手続きは行っておりません。

## ① 求人検索



パソコン求人検索機を6台設置！求人を閲覧できます。キーワード検索も可能。

## ② 相談



求人について事業所への問い合わせや、就職活動の相談を行います。

## ③ 紹介



ハローワーク求人への応募をあっせんし、紹介状を発行します。

ご自宅のパソコンやスマートフォンでもハローワークの求人を見ることができます。

ハローワークインターネットサービス <https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



## 若者キャリアサポート川西

39歳までの若年者の就職活動をサポートする個別相談（キャリア・カウンセリング、労働・年金相談）や実践プログラム（就職支援セミナー、合同就職面接会の開催）を用意して、一人ひとりにあったサービスをご案内しています。

同じフロアに「川西しごと・サポートセンター」の求人検索コーナーや職業紹介窓口が併設されているので、総合的な就職支援サービスを受けることができます。

問合せ

(川西しごと・サポートセンター)  
072-757-6380 9時～17時  
(若者キャリアサポート川西)  
072-764-6823 9時～12時  
13時～17時

所在地

川西市小花1-8-1  
パレットかわにし2階

休館日

土・日・祝・年末年始

